

〔翻訳〕

「欲求の体系」としてのグローバル市民社会

— 国家ではなく、ヘーゲルに立ち返って —^{*} (上)ニコラス・オナフ^{**} 著
伊藤 武夫^{***}、高嶋 正晴^{****} 訳

〔訳者前書き〕 私たちがここに訳出した論文は、1996年8月29日－9月1日に、米サンフランシスコで開催されたアメリカ政治学会年次総会のために用意された発表原稿である。

同原稿は、最終的には、その約1年半後の1998年春に出版されたオナフ教授の最近刊『国際思想における共和主義の遺産 *Republican Legacy in International Thought*』（ケンブリッジ大学出版局）の全体をまとめる最終章「欲求の体系 System of Needs」となった。その最終章と発表原稿との間には、基本的主張にさほどの相違は見られない。ただし若干の相違点として指摘しておかねばならないのは、発表原稿の方には、共和主義になじみのない聴衆のための導入的な説明があり、他方、同書最終章には、その部分が削除され、また著書全体の議論に沿った加筆・修正がほどこされていることである。それゆえ、オナフ教授の市民社会とグローバル化をめぐる議論を紹介するにあたって、私たちは発表原稿の方が訳出に適当であると判断した。

オナフ教授の経歴を若干紹介すれば、1941年にアメリカ合衆国に生まれ、1967年にジョンズ・ホプキンス大学で博士号を取得した。そして、1970年から94年までワシントンD.C.にあるアメリカン大学の国際関係学部準教授および教授を務めた後、フロリダ国際大学の国際関係学部教授として現在に至る。彼の専門領域は、国際法、国際関係学、国際政治経済学など、いわゆる国際学全般にわたっている。加えてまた、社会学および社会理論についても造詣が深く、1989年に出版した『私たちが形成する世界 — 社会理論と国際関係学における規則と支配 — 』（*World of Our Making: Rules and Rule in Social Theory and International Relations*, University of South Carolina Press）は、ギデンスの構造化理論の内在的批判を通じて独自の規則指向 rules-oriented 型の社会構成主義 social constructivism を構築し、またそのような観点から国際関係および国際関係学の新解釈を提示する著作である。同書をもって、オナフ教授は国際関係学における社会構成主義の第一人者と目されるようになった。

最後になるが、本邦訳作成に当たり、私たち訳者に対して、懇切に熱意をもって対応し、協力してくださったオナフ教授に深く感謝する。また、本論文の著作権を快く許可していただいたケンブリッジ大学出版局にも併せて感謝したい。

なお、本論文は、第1節「近代化」と第2節「ヘーゲルの『欲求の体系』」との二節構成であり、かなり長文であるため、各節ごとに分割し、二回に分けて掲載する。原註の番号は、上・下巻にわたって通し番号で連続するものとする。訳文中の（ ）は著者自身によるものであり、[] 内は、訳者による補足ないし注記である。

*原題：“Global Civil Society as a ‘System of Needs’: Bringing Hegel, Not the State, Back In” (1996)

**Nicholas Onuf, フロリダ国際大学国際関係学部教授

立命館大学産業社会学部教授 *立命館大学産業社会学部非常勤講師

【訳文】 目次

はしがき

第1節 近代化（以上本号）

第2節 ヘーゲルの「欲求の体系」(以下次号予定)

はしがき

本稿は、国際思想における共和主義の遺産というより大きな研究の一部（事実上の最終章）をなすものである。共和主義の遺産について私が語ろうとする物語自体は、共和主義的政治思想についての二つの物語に依拠している。一つの物語は、政治的経験における慣習的で地方的なものに、他方の物語は、自然的で普遍的なものに充てられる。第一の物語は、徳と変化についてのものであり、第二の物語は、義務と事物の秩序についてのものである。共和主義は、諸国家から成る世界が存在した以前の政治世界についての、これら両方の思考方法を包含する。

共和主義の物語は、古来よりある物語である。最も概念にかかわる諸目的から鑑みて、アリストテレスが決定的に重要な人物である。アリストテレスは、その著『政治学』の大半を公職の配置の問題に充てた。ギリシャ人は、それによって彼らの諸都市の公共生活を指揮監督した。これがポリティーア politeia であり、ラテン語でいうレスプブリカ respublica、すなわち支配の形態 form of rule である。しかし、『政治学』は、その他すべてよりも高次のアソシエーション〔結社〕としての都市それ自身——ポリス polis、ラテン語ではシビタス civitas——の賞揚とともに始まる。その目的は、自然の目的、すなわち公共善に仕えること、そしてそうすることにおいて自己充足を成し遂げることで

あった。

ポリティーアとポリスの間の暗黙の緊張は、私がちょうど言及した二つの物語を生み出した。J・G・A・ポーコックが大西洋的共和主義 Atlantic republicanism と呼んできたその第一の物語は、アリストテレス、ポリビウス、マキアヴェリ、ハリントン、モンテスキュー、ヒューム、ルソー、そしてイギリス領北アメリカの革命家たちをその主要な登場人物とする¹⁾。この物語を後の国際思想にとってより適切なものにするために、私はヴァッテルを加えたい。第二の物語は、それについてポーコックの業績はなにも語らないが、それはプラトンと、もちろんアリストテレスとともに始まる。それは、ストア派、キケロ、中世ローマの弁護士たち、アルシュシウス、グロチウス、プーフENDORF、ライプニッツ、ウルフおよびカントをその主要な登場人物とする²⁾。私は、これをポーコックの物語を補完するための大陸的共和主義 Continental republicanism の物語と呼ぶことにしてきた。だが、多くの学者たちはそれを自然法と関連づけて識別しようとしてきた（私見では、それはあまりに狭いものであると思う）。

両物語はともに、なによりもまず政治的である。しかし、それらは政治と社会とを区別しないばかりか、明らかに、政治社会一般と特定の諸政治社会の間の諸関係との区別もしない。国家によってその区別が明確になり、また国家は、私たちをモダニティと結びつけるその他の多くのものとともに立ち現れた。国家が近代の社会的現実へと完全に転回するにしたがって、共和主義的諸制度と民主主義的諸実践を採用する国家の数は増大した。自由主義は、これらの諸国家内部の政治と、それら諸国家間の関係に

ついで、重要な一思考方法として現れた。自由主義的思考方法を取れない国家ですら、自由主義世界に適応せざるを得なかった。これらの諸状況のもとで、政治一般についての思考方法としての共和主義は姿を消した。

共和主義思想の長く複雑な歴史を通じて、その思想から著しく欠落しているのは、経済活動の概念である。すなわち、(かりに機会が与えられるならば)それ自身の論理にしたがって作動可能な活動領域としての経済についての概念である。そのような概念は、いかなる形のものであれ共和主義の遺産ではなく、まさしく自由主義の遺産である。確かに、自由主義が依拠するのは、共和主義者が決して快くは受け入れえないであろう人間性と物的世界についての「以下のような」考え方である。すなわち、人間は、欲求について計算高い創造物である。物的世界は、人間が望むものを満たす以外に何らの目的を持たない諸資源の集積である。人間はそれらの資源を利用するにあたって多様な能力を持つがゆえに、社会的世界は利益をもたらす交換の場であるか、あるいはそうなりうる。そして、自己中心的な思惑が相互の利益にはたらく。近代のヨーロッパ人は、商業とその利益が個々人の創意の帰結として急速に成長するのを見たがゆえに、人間のありようについての古代の諸前提を再考はしたが、結果的にはそれらを破棄する以外にはなかった。

アリストテレスによると、人びとは「善きものであると思われるものを獲得するために」協働する³⁾。異なったアソシエーションは、異なったものを作る。それが善きものであるのは、それらに有用性が投入されているからである。使用ということは、欲求の文脈においてのみ意味を持つ。家政は、家族の日常の必要を満

たすことがねらいである。労働者や職人と同様に、家長たちは必要財を生産するに必要な財のためお互いに依存しあう。彼らはともに村を構成し、同時にポリスを造り上げる。ポリスはおそらくその構成部分の必要性を満たす全体である。

明らかに、アリストテレスは特定の財の交換(metadosis)から生ずる利益を理解していた。カール・ポランニーが雄弁に論じてきたことであるが、これは、近代的意味における交換——私がまさしくそう呼んだような、利益のある交換——ではなくて、「相互に分け合うこと」、あるいは「互惠性」という意味であった⁴⁾。アリストテレスは、人に分け前を与えることは本性、すなわち私たちの言わんとする、欲求の性質と一致すると考えていた。人びとはもっぱら、自然および人間の生業が入手可能ならしめる何らかの、あるいはすべての財を必要とする。なにがしかの合理的な制約を越えて、人びとはそれ以上を欲しない。つまり、彼らはすでに満たされているからである。彼らにとって、必要性を越えてまで財を蓄えることは、非実用的で不自然なのである。

アリストテレスはまた、貨幣の導入があらゆるものを変化させることに気づいていた。貨幣とともに「商人術」が発生するが、それは「あらゆる仕方によってではなくて、交換によってのみ、富を生む技術である。……そして、富を獲得するこの技術から生ずる富には限りがない」。それらは、「間違った種類の富」⁵⁾である。貨幣は、異なる国々の住民たちがお互いの必要性を満たしはじめた時に使用されるようになった。遠距離間交易は、日常生活における利益のある交換のための、したがってまた、富の不当な蓄積のための諸条件を創出することに

よって、自給自足可能な都市という自然的秩序を攪乱させた。

アリストテレスは、商取引とその諸帰結についての明確な理解を有していた。彼は、小売商たちを支持することを拒絶した。彼は、商行為の成功裡の実践のうちに徳を見い出さなかった。人は本分として、分け前を与えるよう要求され、その本分を果たすことの報酬として、当人の必要とするものを見返りに獲得する。このためには、貨幣は必要ではなく、等価交換の制度のみが必要とされる⁶⁾。

商業的富に対するアリストテレスの敵意は、禁欲主義、そしてその後のキリスト教の超世俗的諸傾向と共鳴するものであった。欲求の充足について、彼が強調しようとしたことは、謙遜、慈善、礼儀、昔ながらの仕方への信頼、これらのための処方となった。土着的技能と等価交換についての彼の強調は、中世の社会的取り決めの概して自給自足的な性格と一致するものであった。アリストテレスの極小主義的な諸経済観念は、ほとんどの大陸的共和主義者たちと十全に合致してはいたが、商業がすでにヨーロッパに影響を与えていて、それによる広範な諸変化に困惑していた大西洋的共和主義者たちからは離反していった。それらの諸変化は明らかによりよい方向に作用し、かつ継続していくようであった。これらの共和主義者たちにとって、「自然」経済を支持したアリストテレスは、伝統の側に立つ存在であった。経済生活についての近代的で自由主義的な諸観念が、かくして大西洋的共和主義者たちにとっての唯一のオルタナティブとなった。

第1節 近代化

共和主義とその衰退の物語は、モダニティそれ自体の物語という、より大きい物語の不可欠な一部分である。この物語を語るための多くのやり方があるが、しかし、私の目的にもっともうまく合致するものの一つは、マックス・ヴェーバーのものである。ヴェーバーは、見失われたもの（脱呪術化としての合理化）、探求されたもの（自然法において明白な普遍的理性）、しかるべくして達成されたもの（道具的合理性と、国家・市場および実定法と結びついた専門化）、これらのうちにモダニティを見いだした。ヴェーバーの語るところによれば、18世紀の終わりには、普遍的理性が道具的合理性に、自然法が実定法に取って代わられた⁷⁾。これは、モダニティの最大の転換であるが、それは、近代世界の形成に際し、二つの大きな段階を画した。

第二の段階は、ヴェーバーが著作を著していた時点ですでに一世紀が経過していた。それは今日、私たちとともにある。しかし私たちは、おそらく第三の段階に移行しはじめているようである。そこでは、再燃する共和主義の光の明滅を見ることが可能である。その間近にあって、今日の発展が何をつくりだすかを知ることには困難である。道具的合理性、実証主義、そして自由主義は、常に抵抗にあってきた。モダニティの第二段階を通じて、歴史主義、ナショナリズム、そして狭隘な社会的・政治的運動、これらの全てが優勢となる諸契機を得てきた。それらは時折、道具的合理性の諸効果を弱め、また時折これらの諸効果を強めもした。

後期モダニティの矛盾した傾向と諸影響の段階的波及に関する最初の壮大な事例は、ナポレ

オンである。ヴェーバーにとって、1804年のナポレオン法典の採用は、近代初期のヨーロッパの自然主義的世界観が、実際上の実証主義、すなわち世界観としての道具的合理性に最終的かつ完全に屈したことの証左であった⁸⁾。彼のいう世界観が本性に対して目的を付与すると考えていたカントは同年に亡くなった。私の考えでは、カントは最後の大陸的共和主義者であった(私たちはこのあとに、市民社会についてのヘーゲルの議論が自然の支えを失った大陸的共和主義であることを見るのだが)。カントにとって精神の内部に目的をもった世界を位置づけることは、おそらく彼が主張するように革命的なことであろうが、しかし、それは道具的合理性とその実証主義的帰結をもたらしたのではない。にもかかわらず、今日の多くの研究者は、カントと彼の認識論上の革命とを、モダニティの勝利のまさに象徴へと仕立て上げ、その象徴はディヴィッド・ヒューム、ジェレミー・ベンサム、オーギュスト・コント、あるいはさらにはナポレオンですらない。

現代世界に対するカントの遺産は、近代人が非常に敬意を払いつつもほとんど利用してこなかった哲学体系を特徴とする。彼の遺産にはまた、数多くのその時々的小論が含まれるが、それらが無視されてきたのは確かであり、彼の名声を高めるものとはならなかった。私はほかのところで、これら小論のうちの二つ——「世界市民的意図における普遍史のための理念」[1784年]と「永遠平和のために」[1795年]——が、アリストテレスに溯る自然と社会に關する思考方法の最後の偉大な主唱者としてのカントの立場を確証するものであることを示そうとしてきた⁹⁾。第三の、最初に示した小論と同時期の1784年に出版された小論——「啓蒙と

は何か? この問いへの答え」——は、それとはいくらか異なった解釈に役立つ¹⁰⁾。

カントにとって、「啓蒙」は個人の自律性 individual autonomy を指す。啓蒙された市民は、その「最も無害なかたち」の自由、つまり「全ての事柄において理性を公共のために用いる自由」に依拠する¹¹⁾。このような自由は無害である。なぜなら、それは干渉からの自由、より狭くいえば、理にかなった言説として控えめに理解されるからである。意のままに論議することへのカントの誘いには、私たちが自らの支配者に従うという命令をとまなう¹²⁾。すなわち、(権利によってではなく、私たちのもつ理性的性格という点を理解するようになることによって) 自由であることは、支配および被支配の諸義務を相殺しえない。まさにここにおいて、私たちはカントを大陸的共和主義者として理解する。

私たちはまた、カントを、人格的成熟と進歩的で公共的な理性の実現化としての啓蒙を信じていた者として理解する。これは、もちろん、近代的な感受性を代表するカントの一面であり、無知および迷信との闘争においてヴォルテールやヒュームと連携していた。啓蒙についてのカントの小論は、実際のところ、宗教、すなわち宗教的教条が防御壁となっていた伝統的社会に抗することに向けられていた。カントは、普遍的理性から道具的合理性への一つの橋渡しを担っていた。普遍的理性は、信仰についての主張の全体化に対するオルタナティヴを表現していた。ひとたび普遍的理性が妥当なものとなると、道具的合理性は人びとをまず「自由に思考するよう」条件付け、次いで、しだいに「自由に行動するよう」条件付ける¹³⁾。カントはこのような発展が統治体に利益をもたらすも

のと考えた。後の道具的合理性の賛同者は、ベンサムのように、それを私たちみなに利益をもたらすものと理解した。

啓蒙についてのカントの簡潔な所感は、今日私たちが近代化として考察するものを予示している。近代化のプロセスは、伝統とモダニティとを一つの連続体の両端として捉える。近代化はいかなるものであれ、この連続体に沿った運動である。伝統的社会はすべての事物がその収まる場を持つという原理に依拠する。それを具体化するものは、すべての事柄のあり方を描写することによって事物がどうあるべきかを規定する、包括的で詳細な一式の諸規則である。

理性のための普遍的な主張——自然法のための主張——は、伝統に対する挑戦として機能するが、それは原理のレヴェルにおいてのみである。伝統的な諸規則の体系は、依然として実質上手付かずのままである。というのも、そのようなルールのひとつは、理性の力を自覚的に行使する人びとにとってすら当然のもののようにみえるからである。ひとたび伝統が支配するという原理が正されると、道具的に合理的である諸個人は、伝統がいかに乱雑で非効率であるかを理解しはじめる。それらの者たちは、統治体に対して伝統的な諸規則を選別し、必要ならば新しい諸規則を形成するよう求める。

公式に制定される一般的かつ非人格的な諸規則——実定法——が、かつては自然法として弁護されていた諸規則を含んだ伝統的諸規則に置き換わる。カントの注入 injection——意のままに論議するが、法には服従する——は、近代化のプロセスを誘導する。そのプロセスそれ自体は、少なくともそれが実定法を作り出す限りにおいて公的である。公的であるということは、普遍性を妨げる。国家に主権が与えられると、実定法は国家

内部の大半の部分を支配する。「コスモポリタン社会」(“Weltbürgerliche Gesellschaft”, すなわち世界市民社会)への言及はわずかであったが、カントは明らかに、公的な啓蒙ないし近代化のプロセスが国家内部において生起すると推定した¹⁴⁾。

近代化についての現代的な諸考察は、累積的な社会的・政治的变化をその参照枠組みとして取り上げている。それらの考えは、資本主義的發展とその物質的諸帰結を当然のものと捉える。これらの考察は、常に規則を明示的な参照枠組みとするのではない。にもかかわらず、それらの考察は、規則が国家の境界内部での社会的・政治的变化を反映するという点で、カントの仮定と共通する。これらすべては、支配の諸条件および国家それ自体に与える劇的な諸影響を近代化の中核的特徴として認識する。

サミュエル・ハンティントンの明晰な要約は、議論のよい出発点である。

第一に、政治的近代化には、権威の合理化、すなわち非常に多数の伝統的・宗教的・家族的・種族的な政治権威の、単一の世俗的かつ国民的な政治的権威による代替が含まれる。この変化が意味するのは、……十分に秩序付けられた社会は法的権威の明確な人間的源泉を持たねばならないということ、すなわち実定法に対する遵守が他の義務に優先するということである。……第二に、政治的近代化には、新たな政治的諸機能の分化と、そうした諸機能を遂行する専門分化した構造の発展とが含まれる。……職階と権限の分布は、ますます業績本位によるようになり、所属本位は影をひそめる。第三に、政治的近代化には、社会全体にわたっての諸社会集団による政治参加の増大と、このような参加を組織するための新しい政治的諸制度——政党や利益団体のような——の発展とが含まれる。……合理化された権威、分化した諸構造および

大衆参加が、かくして近代的政治体制と先行政治体制とを区分する¹⁵⁾。

合理化、分化、参加は、近代を形成する歴史的経験において常に立ち現れる。

参加と多元主義

ハンティントンは、政治参加の急激な増加をもたらす諸帰結に、その注意の大半を向けている。政治参加がその他の変化を凌駕する時、近代化ではなく腐敗が創り出される。ハンティントンにとって、このような墮落に対する矯正方法はそれに匹敵する程の「ともに協働する技術」を増すことである。これは、アレクシス・ド・トクヴィルの言葉であり、彼はアメリカにおける自発的なアソシエーションの豊富さとそれらの公共生活へのインパクトとに大いに感銘を受けた¹⁶⁾。

トクヴィルはアソシエーションを、実践的な技術（いくらかの数の人びとが独自の目的を達成するために自発的に協働する）であり、自然権の一つ（集会と表現の自由が不可譲）であり、また社会的必要性（「いかなる立法者であれ、社会の諸基盤を損なうことなくそれを攻撃することはできない」）であると解釈した¹⁷⁾。私たちが見るように、これらの第一のもの「＝協働のための実践的技術」は、多元主義へと導く。第二のもの「＝自然権」は、人が自由に論議するというカントの主張と表層的な類似性を有する。政治的代表的を可能にすることによって、連合の権利は服従の義務を含意する。それは、カントが要求したような支配者に対してではなく、代表の諸機関を通じて表明される人民の意思への服従の義務である¹⁸⁾。第三のもの「＝社会的必要性」は、すべての人びとは社会

的存在として生来協働せねばならないというアリストテレス的前提を再度是認するものである。私たちがそうにするのは、私たちの必要を満たし、共通善を実現し、自然それ自体の大きな諸目的を達成するためである。

トクヴィルによれば、アメリカにおけるアソシエーションは、その成員に対して非常に多くの自由裁量の余地を与えていた。ヨーロッパ人は、協働する傾向が少なく、アソシエーションを階層制的に組織しがちであった。「これらアソシエーションの成員は、勤務中の兵士のように、合言葉に反応する。そのような者たちは、受動的な服従という信条を明言する」¹⁹⁾。トクヴィルの暗喩は軍隊になぞらえたものであるが、その伝えんとすることはカントのそれとは対立していた。彼の参照枠組みは、貴族階級による統治と高度に訓練され規律化された大衆運動の弁証法であった——そのような「弁証法によって」フランスは、ヴェーバーのいう第二段階へと近代世界を導いたのである。

トクヴィルはけっして中世ギルド固有の言語を援用しなかった。近代初期の研究者であった彼は、この前近代的で、実践的技術を充てたアリストテレス的なアソシエーションの世界に何の関心もなかった。彼は、必要を満たすことを目的とした専門的で学問的なアソシエーションが近代の社会生活の重要な特徴をなすものとして現われることを見通せなかった。トクヴィルのアソシエーションは、けっしてコーポレイト的な団体ではない。それは、それ自体としての生命を持たない。

アメリカにおける自発的なアソシエーションは、常にある程度のコーポレイト・アイデンティティを有してきた。それらは通常、成員、職階、活動、収入源についての諸条件を特定す

る会則 constitutions を備えている。他のアソシエーションとの関係は、特定化されることがはるかに少ない。むしろこれらの諸関係は、利己的で自律的な諸個人間の諸関係からの類推によって理解される。まさに「コーポレイション」という言葉は、法の下に法人化され、またその諸法人の間の諸関係を調整することを法によって禁じられる法人企業 business enterprises と同義となってきた。

トクヴィルからハンティントンに至るまで、コーポレート・アイデンティティはせいぜい、アソシエーションの付随的特徴の一つである。1908年の著作のなかで、アーサー・ベントリーはその理由を明確に説明している。「コーポレイションは、人間にほかならない。その活動は、人間の特定の活動以外のなものでもない」²⁰⁾。社会は自らの目的のために活動する自律的な諸個人から構成される。アソシエーションは、偶然的な枠組みなのである。それらは、個々人の利害が一致する限りのみにおいて集合的アイデンティティを有する。いかなるアソシエーション、いかなる集団 group（この用語をベントリーは好んだ）であれ、その集合的アイデンティティは、その成員たちの共通利害と同義である。

高度に組織化された諸集団は政治的である。というのも、それら集団は、それらより大規模ではあるが、さほど効果的に組織化されていない者たちを代表する。「他の集団を代表することによって、それらは「社会にとってより根本的と見なされる」であろう²¹⁾。もっとも広範な意味合いにおいて、統治は、諸集団の集団内部での利害の調整と均衡を取る過程である。

「一つのコーポレイションは、徹頭徹尾、統治である。たとえその多くの活動において単一体

として立ち現われようとも、それ自体が利害を均衡させるものである」²²⁾。もっとも狭い意味合いでは、統治は、支配の公式的諸装置を指す²³⁾。

全体としての諸集団と支配装置との間にあるのは、代表を担う集団である。それらは、政党やロビーイング集団であったり、また一企業の幹部ですら、「その企業が次の選挙運動において担う役割を議論する」ような際には、それに該当する²⁴⁾。ベントリーが「仲裁という意味合い」で好んで用いた統治という用語は、統治諸機関から膨大な群島を成す諸圧力団体までを含めたすべての代表集団間の諸活動の総体を描写する。ベントリーにとって、このような諸活動の総体は国家と同義である。本来的な一個のものとして、国家はほとんど問題とならない²⁵⁾。

ベントリーが代表と均衡とを重視したことは、大西洋的共和主義的な思考の残余的痕跡を示唆する。実際、プロセスの強調がそうである。ベントリーの知的同盟者は、プラグマティストであり、そのような者たちの進歩的かつ改良主義的心情は、数多くの大西洋的共和主義者たちの楽観的傾向を反映していた。このような信念の編成配置 constellation は、20世紀の諸情況へと適用され、「多元主義」と呼ばれるようになった。

多元主義者たちは、アソシエーションの広がり——非常に多くのアソシエーションがあり、個々人はそれらの多くに所属する——を見る。これらのアソシエーションがたとえ競い合っても、それらの間の亀裂はそれら各々が押し進める利害に特有のものであり、それゆえにそのような競争は、他のそうした亀裂を深めるといよりもむしろ超えていく。連合は常に変化しており、交渉は分枝していく。そのような結果を

全般的に均衡させることなくしては、代表民主主義は作動しえない²⁶⁾。

第二次世界大戦後、ベントリーの著作は無名の状態から現われ、多元主義に概念的厳密さを与えた。実証主義者たちはその後すぐさま、雑多のアソシエーションの成員としての「政治的人間の細分化」に従事した²⁷⁾。国家は「政治システム」に取って代わられた。「政治システム」それ自体は、空虚な抽象であり、分類学的発想にのみ適するものであった。多元主義は、アメリカで発展するにつれて、あらゆる目的を満たす社会描写として、リベラルなイデオロギーとして、また学究的使命として、この空白を埋めたのである。多元主義が非常に広範に用いられつつも、定義されることが非常にまれであるということは驚くに当たらない。

合理化とコーポラティズム

参加としての近代化は、ハンティントンのリストの最後にある。第一は、権威の合理化である。まさに「合理化」という用語は、これについての考察がヴェーバーにまで遡るということを示唆する。合理化に関するもっとも重要な現代の解説者はユルゲン・ハバーマスであり、彼はまたヴェーバーに関して現代の主要な解釈者でもある。ヴェーバーは、「権威の合理化」という一節に含意されている意味よりも、より広範な意味において合理化を理解していた。モダニティは、社会の合理化を導く伝統的世界観の合理化ないし脱呪術化でもって始まった。その基礎は「禁欲的職業倫理」であるが、それは「功利主義的に解釈された道具主義的労働態度のために押し流されてしまうのである」²⁸⁾。

これらの変化と同調するのは、法の合理化である。私たちには既になじみとなっている観点

から、ヴェーバーは法の合理化を二つの段階に見る。第一段階は、目的に適った特性を参照することによって法を公式的かつ普遍的とする。第二段階は、制定によって法を公式のものとするが、それを国家の領域に制限する。承認によって裏付けられることで、実定法はその対象者の動機といったものとは無関係となる。

ハバーマスの解釈では、ヴェーバーは彼の理解する「合理化の選択的範型、すなわち不均等に発展する近代化図式」²⁹⁾を遺憾に思っていた。他の者たちは道具的合理化の進展を非難しつつも、同時にそれを科学および技術に対して一般化してきた。ハーバート・マルクーゼはこれを「支配の論理 the logic of domination」と呼んだ³⁰⁾。それほど急進的でない著述家たちは、ヴェーバーが実定法の支配を遺憾に思っていたことに得心しなかっただけでなく、また官僚化の「鉄の檻」と近代国家とを超えてまで一般化しようとはしなかった。たとえば、ラインハルト・ベンディックスによれば、ヴェーバーは法の合理化が「西洋文明のこの上ない達成であった」と考えていた³¹⁾。

ハンティントンが合理化を権威の事からに限ったことを思い起こそう。支配 domination と権威 authority はともに、同一のドイツ語 Herrschaft からの翻訳である。ヴェーバーは、その言葉を彼の政治社会学において一貫して用いた。支配は否定的な意味合いを、権威は肯定的な意味合いをそれぞれ課された用語である。私は「ルール rule」という用語を好む。それは、さほどヴェーバーの後継者たちの間での規範的口論を背負っておらず、また官僚制および国家装置のピラミッド型組織編成によく例示される階層制的枠組みを構成する諸規則の場を適切に示唆するものである³²⁾。ヴェーバー流の考

察では、近代化にはそのような諸規則および階層制的諸制度の急速な増大が含まれる。マルクーゼとベンディックスの両者にとって、階層制的枠組みとそれらに伴う諸実践の圧倒的成功が全体主義としてのみ描写可能であるような時、一つの局面に到達する³³⁾。それ以前に、トクヴィルは、それまで守られていた階層制に取って代わっての「専制的統制」のもとでの大衆運動について憂慮していた際に、同様の結果をほのめかしていた。これは、より大規模で容赦のない行政の中央集権化の過程の一部であった³⁴⁾。

中央集権化は今や、かつてそうであったのとは異なり、さほど必然的ではないようである。合理化は、諸階層制の各々が独自のコーポレート・アイデンティティを指向する傾向を備えつつ、互いに競合するという多元的状况を作りだす。いくつかの事例では、アソシエーションの垂直的な諸階層は、国家官僚制に取って代わる。このような情況は、権利および資源の上から下への配分、そして下からの上への利害の実質的な表明を促す。確かに、諸利害は実質上、国家の配分方式に表現されるものである。この配分方式は同様に、私たちが国家のコーポレイト的方式と呼ぶもののうちに暗黙に存在している。これらの枠組みを表わす通常用語は、「コーポラティズム的 corporatist」である³⁵⁾。

フィリップ・シュミッターの1974年の論文「[いまもなおコーポラティズムの世紀なのか]」を初めとして、比較論に関心をもつ数多くの研究者が、多元主義とコーポラティズムを、今日の世界の政治的生活におけるいくつかの可能性から構成される連続体の両極ををなす理念型として描写してきた³⁶⁾。シュミッターに

としては、現代の政治は、利害関心に方向づけられたアソシエーションの活動をめぐって循環している。これについては、コーポラティズムと多元主義の各々の実践家たちは一致している。彼らが異なるのは、

現代の利益代表システムが取るであろう制度形態についてである。多元主義者が示唆するのは、[集団の] 自発的形成、数量的拡大、横への拡がり、そして[集団間の] 競争的相互作用である。コーポラティストは[集団の] 統制された出現、数量的制限、垂直的な階層化、そして[集団間の] 相対的相互依存を主張する。多元主義者は、機械的に交錯する諸勢力の動態的均衡に信を置くのに対し、コーポラティストは有機的に相互依存する総体の機能的調整に訴えるのである³⁷⁾。

シュミッターが描写するところでは、多元主義およびコーポラティズムは、自由世界——利害関心をめぐる政治と、機能的に特定化された諸活動の間断のない成長とに支配される世界——における制度的可能性の範囲を明確にする。特定の政治社会は「多元主義とコーポラティズムを両極とする」この連続体のさまざまな地点に位置する。もしアメリカ以上に多元主義的な国が存在しないならば、「垂直的階層化」よりも「水平的拡張」が好まれるような連邦形態の利点を有する国はほとんど存在しない。西欧のほとんどの国では、機能の伸張は、利害に方向づけられた諸アソシエーションの組織編成と調整に対して、国家が直接的に責任を負うよう促してきた。

シュミッターは「利害関心の代表」という概念を「利害関心の仲裁」という概念に置き換える際に、国家の役割を鮮明にした³⁸⁾。公的認知

と資源への保証されたアクセスをやり取りするなかで、階層化されたアソシエーションは、公然かつ恒常的に公共政策を遂行する。これをシュミッターは、「市民社会と国家との間の構造的な利害関心のリンケージ」と呼んだ³⁹⁾。事実、階層化されたアソシエーションはまた、互いに結び付けられ、そうした結びつきの総体がコーポレイト的な部門を形成する。そのような結果を可能にするのは、有機的な国家の包含的論理でもなく、自由主義国家の極小的存在でもない。

シュミッターは、これらの枠組みの出現と正当化は、失われた世界へのノスタルジアによってではなく、モダニティを取り巻く諸状況によって説明されると主張した⁴⁰⁾。コーポラティズムは、自由主義的な諸価値および国家への諸制限を当然のものと考え、それとまさに同様に、多元主義は、機能的成長および国家の妥当性を当然のものとする。制度的可能性の範囲は、モダニティの第二段階における自由主義的かつ国家主義的な諸傾向の結合によって形成される。〔制度的〕可能性の範囲は、そのような結合のどこにない歴史を物語っている。

分化と市民社会

これから私は、ハンティントンのリストにある第二の主題に移る。〔今後も〕議論は続くであろうが、構造的—機能的分化として理解される近代化は、まさしく英語圏での学識において、おそらくもっとも影響力のある主題のようである。「分化」という用語は、エミール・デュルケムの研究を頂点とする社会分業についての長い議論を思い起こさせる⁴¹⁾。社会進化が、より特殊化した仕事を遂行するために常に専門化した単位への分化を生じさせるとするな

らば、デュルケムが欲したのは社会的連帯がいかに可能なかであった。タルコット・パーソンズと彼の追従者たちは、デュルケムの出した答えを体系的に取り上げた。そして、その結果、パーソンズの一般行為理論もまた近代化について考察するものとなった⁴²⁾。

「もし私たちが、もっぱら類似から凝集力が生じるような社会の理念型を思惟によって構築しようとするならば、それを絶対的に同質的な一つの集塊」、あるいは、原始的社会群 horde と理解しなければならない⁴³⁾。これがデュルケムの概念的出発点であり、もっともそれに近似しているのが「諸氏族のアソシエーションによって構成される〔……〕環節 segmental 社会」である⁴⁴⁾。デュルケムによれば、そのような連帯は、依然として類似性の結果であるが、氏族が分裂し続けるにつれて弱まると推測しよう。パーソンズはこのような連帯の概念を改良し、それを帰属的 ascriptive と呼んだ。諸環節の内部に帰属を位置づけることは、それらを階層化し、安定させる。この結果、連帯、あるいはパーソンズの言葉でいえば、社会統合が強化される⁴⁵⁾。

デュルケムは帰属的連帯を過少評価していた。その代わりに彼は、類似性による連帯に取って代わる血縁関係や機械的連帯の上に王政が課されるという典型的な範型を見いだした。機械的連帯は、太古からの慣習によって是認された指揮の代わりに、抑止的な拘束力によって支えられた諸規則に依拠する。この抑止的な拘束力に支えられた諸規則の出現は、社会分化の兆候を示す出来事である。しかしデュルケムにとっては、それは、社会分業の継続がもつ分解の潜在性に対する解決ではない。この点で、デュルケムはコントを批判した。というのも、

コントは、国家の強化された力能がそのような分解へと向かう諸傾向を相殺するという感触をもっていたからであった⁴⁶⁾。

デュルケムは、「統導器官 the directive organ」が社会と共に成長すると考えた。さらに、「この一般的で表層的な生活のもとには、一つの内蔵、諸器官から成る世界が存在する」⁴⁷⁾。この統導器官それ自体は、内的分化へと向かう諸傾向から自由ではなく、そして社会の残余部分はそれによって支配される。それでは、その中で労働が継続的に分化する社会の分解を防ぐのは何か。デュルケムの考えでは、その答えはまさに専門化という事実の中にあった。専門化は、特殊化された課題を遂行する諸機関の間の相互依存を促進する。(コーポレイト的) 総体の観点から見れば、これらの任務は、必要な諸機関が遂行せねばならない諸機能である。にもかかわらず、規則が関与する。すなわち、「有機的連帯が観察されるところではどこでも、諸機能の相互関係を決定する適切に発展した規制が見い出される」⁴⁸⁾。

デュルケムのいう規制の対象となる典型的な関係は、契約である。それでも、こうした関係は、また別の関係、特に、契約を交わす相手同士が、ある契約に係わることによって課される共同での課題遂行に適した役割を占めあうという関係を前提とする。パーソンズが記しているように、デュルケムはけっして役割という概念を使用しなかった⁴⁹⁾。パーソンズは、それを彼の概念体系の主要なものとした。すなわち、分化はまず何よりも役割に言及せねばならないのである⁵⁰⁾。

パーソンズによれば、役割は、「構造化された、すなわち、規範的に規制された人の参加であり、特定化された具体的な役割をもつパート

ナーとの社会的相互行為の具体的なプロセスへの人の参加」である⁵¹⁾。役割は、「他でもない一つの役割に適用可能な権利と責務とを定義する」ところの役割期待から切り離しえない⁵²⁾。私の言わんとするところは、このような諸規則が、相互的な諸関係を規制するまさにその時に、権力と権利とを伝えることによって、役割を定義するということである。パーソンズによれば、「集合的な諸関連における『責任』を帰せられ、かつ特定の分化した役割を有する行為者によって明確に宣言される」時、それらの諸規則は法となる⁵³⁾。

明らかに、分化は役割の多角化にほかならない。デュルケムおよびパーソンズにしたがえば、分化は近代化の不可欠な条件 *sin qua non* である。それは選択を拡大し、任務遂行に対して報いるにつれて、帰属性への信頼を失墜させ、個人による支配を破棄させる。「要するに、『成長』、『進展』、『文明』に含まれている一つの原則は、問題となる諸社会構造がそれぞれ互いにいっそう分化するようになるということである」⁵⁴⁾。パーソンズの学生であり、共同研究者であったニール・スメルサーはそう言明した。近代化の研究者たちもまたそう信じている。そのような者たちを列挙すれば、エドワード・シルズ Edward Shils, マリオン・レヴィ Marion Levy, ウィルバート・ムーア Wilbert Moore, S・N・アイゼンシュタット S. N. Eisenstadt, ルチアン・パイ Lucian Pye, レオナード・バインダー Leonard Binder, ガブリエル・アーモンド Gabriel Almond, ダニエル・ラーナー Daniel Lerner, ジェイムズ・コールマン James Coleman らがおり、そしてディヴィッド・アプター David Apter も劣らずそうである⁵⁵⁾。

〔社会〕分化は、デュルケム、パーソンズ、そして彼らの多くの後継者たちにとっては、進歩的な事象である。ありのままに言えば、それは国家と社会との分離とともに始まった。分化が社会の内部で進むにつれて、強制執行装置としての国家機能の重要性は減少する。多元主義者たちにとっては、国家は、高度に分化した社会の多くの相互に依存している諸部分がそれらの利害を追求する場を提供する。コーポラティストたちにとっては、国家は、社会分化の機能面での諸帰結を統合するために、それ自体がいくつかの領域に分化する。いずれにせよ、国家をそのようなものとして追求すればするほど、ますます国家を見いだすことが難しくなる。国家間関係の研究者たちにとってのみ、彼らのすべてがおしなべてそうではないが、国家は単一のアイデンティティを保持する〔ものとして捉えられる〕。

分業についてのデュルケムの概念は、それが彼の時代のフランスの実態であったように、経済と社会との絡み合いの状況から出発する。アングロアメリカン系自由主義の直系の申し子であったパーソンズは、初期の社会分化の問題として経済と社会をみた。最近では、相当数の学者たちが、社会分化の道筋をさらに深く研究している。彼らは、生産にも交換にもかかわらない、国家装置からは区別されているが、しかし「市民社会 civil society」としての共通善を志向する、アソシエーションの装置に言及している。

西ヨーロッパにおけるコーポラティズムの説明にかかわって国家を持ち込む際に、シュミッターは「市民社会」にいくらか言及している。それ以来、その他多くの学者は、彼と一緒にになって、市民社会を本来的に重要な関心領域に

してきた⁵⁶⁾。ここ20年の事象は、ダイナミックな協働的社会環境 associational milieu が抑圧的で有効でない国家装置をうち砕くことによりかなり貢献してきていることを示唆している。これらの状況において、市民社会を、その内容とともにその特性とを検証することによって確定することが必要であろう。

〔以下、次号に続く〕

原註

- 1) J. G. A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton: Princeton University Press, 1975).
- 2) 手短には、Nicholas Greenwood Onuf, “Civitas Maxima: Wolff, Vattel and the Fate of Republicanism”, *American Journal of International Law*, Vol.88 (1994), pp.280-303を参照。
- 3) Aristotle, *Politics*, trans. by B. Jowett, I, i (1252a2-3), in Jonathan Barnes, ed., *The Complete Works of Aristotle, The Revised Oxford Translation*, Vol.2 (Princeton University Press, 1984), p.1986 [邦訳：アリストテレス『政治学』山本光雄訳、岩波文庫、1961年、31頁、ただし訳文は一致しない]。一般的には、I, i-iv (1252a1-1254a17), pp. 1986-1989 を参照 [同邦訳書31-39頁]。
- 4) Karl Polanyi. “Aristotle Discovers the Economy”, in Polanyi et al., eds., *Trade and Market in the Early Empires: Economies in History and Theory* (Chicago: Henry Regnery, 1971), p. 88 [邦訳：カール・ポランニー「アリストテレスによる経済の発見」平野健一郎訳 (K・ポランニー『経済の文明史』玉野井芳郎・平野健一郎編訳、日本経済新聞社、1975年)187-234頁]。また、アリストテレスの“metadosis”という用語の使用に後世の経済諸観念を読み取った現代の翻訳者たちについては、同pp. 93-94, を参照。ポランニーは、ポリス

- を「国家 state」と訳すというまさに同種のアナクロニズムの罪を犯した。
- 5) Aristotle, *Politics*, I, ix (1257b21-25, 30), p.1995 [前掲邦訳書54頁, ただし訳文は一致しない]. 一般的には, *ibid.*, I viii-x (1256a1-1258b7), pp. 1992-1997 [同邦訳書47-57頁] を参照。
 - 6) Polanyi, “Aristotle Discovers the Economy,” pp. 87-91. また, Aristotle, *Nicomachean Ethics*, trans. by W. D. Ross, rev. by J. O. Urmson, V, v (1133b22-1134a16), in Bames, *Complete Works*, II, pp.1787-1789 [邦訳: アリストテレス『ニコマコス倫理学』上・下巻, 高田三郎訳, 岩波書店, 1971, 1973年, 181-191頁] を参照。
 - 7) Max Weber, *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology* (1922), ed. by Guenther Roth and Claus Wittich, many translators (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1978)は, モダニティについての彼のもっとも包括的な陳述であり, 相当の資料によって補強されている。しかし注記されるべきは, ヴェーバーが「近代 modern」やそれと同類の用語をほとんど使用しなかったということである。
また, Jürgen Habermas, *The Theory of Communicative Action, Vol.1, Reason and the Rationalization of Society*, trans. by Thomas McCarthy (Boston: Beacon Press, 1984), pp.143-271 [邦訳: ユルゲン・ハバーマス『コミュニケーション的行為の理論』上巻, 河上倫逸ほか訳, 未来社, 1985年, 210-371頁] を参照。
 - 8) ヴェーバーによれば, ナポレオン法典は, 一方で自然法の諸条約を特徴づける「非法律的な要素と, 単に倫理的であると同様に, あらゆる教訓的な訓戒」を省いた, モダニティの第一段階の自覚的な形式性を反映するものである (Max Weber, *Economy and Society*, Vol.2, p.865 [邦訳: マックス・ウェーバー『法社会学 経済と社会 第2部 第1章 第7章』世良晃志郎訳, 創文社, 1974年, 496頁, ただし訳文は一致しない])
 - 9) Nicholas Greenwood Onuf, “Imagined Republics”, *Alternatives*, Vol.19 (1992), pp.315-337.
 - 10) 三つの小論すべては, 以下に採録されている。Hans Reiss, ed., *Kant: Political Writings*, 2nd ed., trans. by H. B. Nisbet (Cambridge University Press, 1991), pp.41-53, 93-130, 54-60, respectively. [これら小論の邦訳は, イマヌエル・カント『カント全集』第13巻, 小倉志祥訳, 理想社, 1988年, のそれぞれ13-35頁, 211-280頁, 37-48頁に所収]
 - 11) Kant, “An Answer to the Question: What is Enlightenment?” p.55, 強調は英語訳文に拠る。
 - 12) *Ibid.*, p.59.
 - 13) *Ibid.*, 原文の強調は削除。
 - 14) *Ibid.*, p.56; *Kants Werke: Akademie-Textausgabe* (Berlin: Walter de Gruyter, 1968), VIII, p.37.
 - 15) Samuel P. Huntington, *Political Order and Changing Societies* (New Haven: Yale University Press, 1968), pp.34-35. [邦訳: サミュエル・ハンチントン『変革期社会の政治秩序』上・下巻, 内山秀夫訳, サイマル出版会, 1972年。訳文は, 同邦訳書上巻, 34頁を参考にした。]
 - 16) 前掲, p.4. Alexis de Tocqueville, *Democracy in America* (1835, 1840), trans. by Henry Reeve and Francis Bowen (New York: Vintage Books, 1960), II, p.118, からの引用。一般的には, トクヴィルの同書pp.114-128を参照。[邦訳: A・トクヴィル『アメリカの民主政治』井伊玄太郎訳, 下巻, 講談社学術文庫, 1987年]
 - 17) Tocqueville, *Democracy in America*, I, pp.198-205, 引用はp.203より [同上邦訳書, 中巻, 47-57頁, 引用は53頁, ただし訳文は一致しない]。
 - 18) *Ibid.*, pp.199-202, 433-439 [同上邦訳書, 中巻]。
 - 19) *Ibid.*, p.205 [同上邦訳書, 中巻, 57頁, ただし訳文は一致しない]。
 - 20) Arthur F. Bentley, *The Process of Government: A Study of Social Pressures* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1967), p. 190 [邦訳: A・F・ベントリー『統治過程論 — 社会圧力の研究 —』喜多靖郎・上林良一訳, 法律文化社, 1994年, 241頁, ただ

- し訳文は一致しない]。ベントリーについてのその他の評価については、Bernard Crick, *The American Science of Politics: Its Origins and Conditions* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1960), pp.118-130, や Dorothy Ross, *The Origins of American Social Science* (Cambridge University Press, 1991), pp.300-309, を参照。
- 21) Bentley, *Process of Government*, p.209 [同上邦訳書, 264頁, ただし訳文は一致しない]。
- 22) *Ibid.*, pp.258-271 [同上邦訳書, 323-338頁], 引用はp.268 [同334頁, ただし訳文は一致しない]。
- 23) もっとも狭い意味で政府を定義するというベントリーの試みは、類語重複的——政府は分化された代表集団ないし諸集団一式（機関ないし機関一式）であり、全住民の基底となっている諸集団のための特定化された統治機能を遂行する——であるだけでなく、それは非代表制的な規則の可能性を考察していない (*Ibid.*, p.260 [同上邦訳書, 325-326頁])。しかし、彼は専制支配を「程度の異なる、あるいはまた別の仕方での」代表による支配 [ルール] として解釈しようという気弱な努力を払っている。これについては, p.270 [同336-337頁]を参照。
- 24) *Ibid.*, p.261 [同上邦訳書, 327頁ただし訳文は一致しない]。
- 25) *Ibid.*, pp.263, 301 [同上邦訳書, 328-329頁, 372-373頁]。さらに次のように述べている：「『主権』は私たちにとって国家以上の関心を有するものではない」(p.264 [同324頁, ただし訳文は一致しない])。
- 26) 以下の文章は例示的である。「ポリアーキーは、かなりの程度の社会的多元主義を要する——すなわち、他者に対する敬意と自律性をともなった社会的組織編成の多様性を要するのである」。Robert A. Dahl and Charles E. Lindblom, *Politics, Economics, and Welfare: Planning and Politico-Economic Systems Resolved into Basic Social Process* (New York: Harper & Row, 1953), pp.302-309, p.302 より引用, 強調は原文のまま。
- 27) Sheldon S. Wolin, *Politics and Vision: Continuity and Vision in Western Political Thought* (Boston: Little, Brown, 1960), pp.429-434, 引用は p.430 [邦訳: シェルドン・S. ウォーリン『西欧政治思想史』新版, 尾形典男ほか訳, 福村出版, 1994年, 495頁]。このウォーリンによる批判的评价と同年に出版された記念碑的著作の例としては, Seymour Martin Lipset, *Political Man: The Social Bases of Politics* (New York: Doubleday, 1960)[邦訳: S・M・リップセツ『政治のなかの人間——ポリティカル・マン——』内山秀夫訳, 東京創元新社, 1963年]を参照。
- 28) Habermas, *The Theory of Communicative Action, Vol. I*, pp.228, 241, 一般的には, pp.186-242 を参照 [前掲邦訳書, 中巻315, 330頁]
- 29) *Ibid.*, p.241. [同邦訳書330頁]
- 30) Herbert Marcuse, *One Dimensional Man: Studies in the Ideology of Advanced Industrial Society* (Boston: Beacon Press, 1964), pp.144-169 [邦訳: H・マルクーゼ『一次元的人間: 先進産業社会におけるイデオロギーの研究』生松敏三・三沢謙一訳, 河出新社, 1974年, 第6章]。
- 31) Reinhold Bendix, *Max Weber: An Intellectual Portrait* (Garden City: Doubleday, 1960), p.382 [邦訳: ラインハルト・ベンディックス『マックス・ヴェーバー: その学問の包括的一肖像』上・下巻, 折原浩訳, 三一書房, 1987年]。
- 32) さらに, Nicholas Greenwood Onuf, *World of Our Making: Rules and Rule in Social Theory and International Relations* (Columbia: University of South Carolina Press, 1989), pp.197-205 を参照。
- 33) マルクーゼにとっては, この局面はすでに到来していた (*One Dimensional Man*, pp.2-3)。ベンディックス (*Max Weber*, pp.456-459) によれば, ヴェーバーは, ナチスドイツにおいてその到来を予見できなかった。なぜなら, 官僚制化が容易になされ, それが法の支配するシステムの破壊と結合したためであった。
- 34) Tocqueville, *Democracy in America*, p.205. 「フランス革命によって中央集権化が創出され

- たというのは不正確である。フランス革命はそれを完成させたのである」(II, Appendix K, p.371) [前掲邦訳書, 上巻359頁, ただし訳文は一致しない]。
- 35) コーポラティズムについての文献は膨大であるが, Alan Cawson, *Corporatism and Political Theory* (Oxford: Basil Blackwell, 1986), と Peter J. Williamson, *Corporatism in Perspective: An Introductory Guide to Corporatist Theory* (Newbury Park, Calif: Sage, 1989) がその紹介として有益である。
- 36) Philippe C. Schmitter, “Still the Century of Corporatism?” *Review of Politics*, vol.36 (1974), pp.85-131 [邦訳: P・C・シュミッター「いまもなおコーポラティズムの世紀なのか」(P・C・シュミッター, G・レームブルッフ編『現代コーポラティズム——団体統合主義の政治とその理論』山口定監訳, 高橋進ほか訳, 木鐸社, 1984年), 23-100頁]。
- 37) *Ibid.*, p.97. [同邦訳書38-39頁]
- 38) [Philippe C. Schmitter,] “Models of Interest Intermediation and Models of Societal Change in Western Europe,” *Comparative Political Studies*, Vol.10 (1977), pp.8-14. また, Schmitter, “Neo-Corporatism and the State,” in Wyne Grant, ed., *The Political Economy of Corporatism* (London: Macmillan, 1985), pp.32-62, も参照。
- 39) “Models of Interest Intermediation and Models of Societal Change in Western Europe,” p.12.
- 40) Schmitter, “Still the Century of Corporatism?” pp.90, 117. また Wolfgang Streeck and Philippe Schmitter, “Community, Market, State — and Associations? The Prospective Contribution of Interest Governance to Social Order,” in Streeck and Schmitter, eds., *Private Interest Government: Beyond Market and State* (London: Sage Publication, 1985), pp.8-14, も参照。
- 41) Emile Durkheim, *The Division of Labor in Society*, trans. by George Simpson (New York: Free Press, 1933), pp.37-38 [邦訳: E・デュルケム『社会分業論』井伊玄太郎訳, 講談社, 1989年, 上巻, 80頁]。
- 42) パーソンズは, 特にデュルケムの研究を「社会システムおよびその統合の諸基礎についての中心概念にとって」もっとも重要な源として認めていた。“An Outline of the Social System,” in Talcott Parsons et al., eds., *Theories of Society: Foundations of Modern Sociological Theory* (New York: Free Press of Glencoe, 1961), Vol.1, p.31.
- 43) Durkheim, *Division of Labor*, p.174 [前掲邦訳書, 上巻287頁参照, ただし訳文は一致しない]。デュルケムによる「理想型 le type ideal」という用語の使用は, その用語についてのヴェーバーの有名な方法論的議論から, 10年以上も前(1893, 1906-1913)に先行した点は注意されるべきである。
- 44) *Ibid.*, p.175, 原文中の強調は削除した [同上邦訳書, 上巻289頁参照, ただし訳文は一致しない]。
- 45) “Introduction,” Part 2, Differentiation and Variation in Social Structure, in Parsons et al., *Theories of Society*, pp.242-246. この小論(pp.239-264)は, 実際の分化についてのパーソンズの最良かつ唯一の議論である。
- 46) Durkheim, *Division of Labor*, pp.357-359 [前掲邦訳書, 下巻202-204頁]。
- 47) *Ibid.*, pp.359-360 [同上邦訳書, 下巻205頁参照, ただし訳文は一致しない]。
- 48) *Ibid.*, p.365, 原文中の脚注は削除した [同邦訳書, 下巻213頁参照, ただし訳文は一致しない]。
- 49) Talcott Parsons, *On Institutions and Social Evolution* (University of Chicago Press, 1982), p.196.
- 50) Parsons, “An Outline of the Social System,” p.42.
- 51) *Ibid.*; Parsons, *On Institutions*, p.167.
- 52) Parsons, “An Outline of the Social System,” p.42.
- 53) Parsons, *On Institutions*, p.126.
- 54) Neil Smelser, *Social Change in the Industrial*

Revolution: An Application of Theory to the British Cotton Industry (University of Chicago Press, 1959), p.1, 強調は原文のまま。

- 55) そして、それについては、アプターもまたパーソンズとスメルサーを含めた。David E. Apter, *Rethinking Development: Modernization, Dependency and Postmodern Politics* (Newbury Park, Calif.: Sage Publications, 1987), p.26. アプターはその代表者として、このような近代化の概念について第二の考察を行なう一方

で、近代化論の死滅を主張するのは誇張であることを見いだした(pp.25-29)。

- 56) Guillermo O'Donnell and Philippe C. Schmitter, *Transitions from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1986), pp.48-56. 特に, Jean L. Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory* (Cambridge, Mass.: MIT Press, 1992)を参照。